

防衛省仕様書改正票
水槽付消防自動車用シャシ
(CHASSIS, TRUCK)

D S P
D 6027E(3)
制定 昭和 60年3月30日
改正 令和 4年3月11日

この改正票は、DSP D 6027E(水槽付消防自動車用シャシ)についてのものであり、DSP D 6027E(2)を含め、累積記載されている。この改正票は、DSP D 6027Eと併用される。

1.3 表1 を次のように改める。

表1-種類

種類	軸間距離 mm	物品番号
3m級	3 000～3 500	4210-299-0153-5
4m級	4 000～4 500	2320-421-0847-5

1.5 a) 規格 中

J I S D 8 1 0 1 自動車用油圧式携行ジャッキ
を削除する。

1.5 c) 法令等 に次を追加する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

2.3 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

2.4.1 表2-構造 中

“ ”

項目			規定	
			3m級	4m級
操縦室	取付具	消火器用	粉末消火器ABC・1.8 kg・加圧式自動車用の取付具1個を取り付けるものとする。	

を

2.
D 6027E(2)

“ ”

項目			規定	
			3m級	4m級
操縦室	取付具	消火器用	取付具1個を取り付ける。	

に改める。

5.1 表5－携行工具 を次のように改める。

表5－携行工具

名称	数量	規定	
		3m級	4m級
携行工具	1式	製造者標準品	

5.1 表6－附属品 中

“ ”

名称	数量	規定	
		3m級	4m級
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし、包装は、除くものとする。	

を

“ ”

名称	数量	規定	
		3m級	4m級
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品)とする。ただし、包装は、除く。	

に改める。

防衛省仕様書

D S P

水槽付消防自動車用シャシ

D 6027E

制定 昭和60. 3. 30

改正 平成21. 4. 13

(CHASSIS, TRUCK)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として駐屯地及び基地内の消火作業に使用する水槽付消防自動車用シャシ(以下、“シャシ”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101及びJIS D 0102による。

1.2.1 シャシ質量

シャシ質量とは、シャシに附属品を搭載した状態の質量をいう。

1.2.2 常用ブレーキ

常用ブレーキとは、走行中のトラックの制動に常用する制動装置をいう。

1.2.3 駐車ブレーキ

駐車ブレーキとは、常用ブレーキ以外の制動装置であり、停止中のトラックを機械的作用により停止状態に保持する制動装置をいう。

1.3 種類

種類は、表1のとおりとする。

表1－種類

種類	軸間距離 (mm)	物品番号
3m級	3 000～3 500	_____
4m級	4 000～4 500	_____

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 水槽付消防自動車用シャシ, 3m級

1.5 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 0101	自動車の種類に関する用語
JIS D 0102	自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能
JIS D 4202	自動車用タイヤ呼び方及び諸元
JIS D 4241	路上走行用自動車－タイヤチェーン
JIS D 5301	始動用鉛蓄電池

J I S D 8 1 0 1	自動車用油圧式携行ジャッキ
J I S R 3 2 1 1	自動車用安全ガラス
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
J A T M A Y E A R B O O K	日本自動車タイヤ協会規格

b) 仕様書

D S P D 6 0 2 8	水槽付消防自動車
-----------------	----------

c) 法令等

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達する製品は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合するものとする。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) 制動装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 操縦室
- h) 動力取出装置

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－構造

項目		規定	
		3m級	4m級
機関	形式	4サイクル水冷ディーゼル機関	
	最大出力	110 kW以上	117 kW以上
	消防用定格出力	80 kW以上	114 kW以上
	最大トルク	392 N・m以上	451 N・m以上

表2-構造(続き)

項目		規定		
		3m級	4m級	
機関	調速機	消防ポンプ駆動時にも作用するものとする。		
	始動電動機	24 V-3.5 kW以上とする。		
	充電発電機	24 V-25 A以上とする。		
	蓄電池	J I S D 5 3 0 1 の115F51 2個, 145F51 2個又は145G51 2個とする。		
動力伝達装置及び走行装置	変速機	自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合した構造とする。		
	タイヤ	J I S D 4 2 0 2 又はJATMA YEAR BOOKに適合したものとする。		
制動装置	常用ブレーキ	自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合した構造とする。		
	駐車ブレーキ			
懸架装置	前軸	自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合した構造とする。		
	後軸			
かじ取り装置	機構	ステアリングロック機構付パワーステアリング		
	ハンドルの位置	ハンドルの位置は、右側とする。		
	歯車装置	自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合した構造とする。		
フレーム	自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合した構造とする。			
操縦室	形式	キャブオーバー形クローズドダブルキャブ		
	乗車定員	前部座席3席, 後部座席4席		
	ワイパー	ノーマルワイパー又はスノーワイパーとする。		
	前面(側面)ガラス	J I S R 3 2 1 1 による。		
	空調装置	手動式又は自動式とする。		
	ラジオ	車載用ラジオを取り付けるものとする。		
	取付具	消火器用	粉末消火器ABC・1.8 kg・加圧式自動車用の取付具1個を取り付けるものとする。	
		非常信号灯用	国土交通省保安基準適合品, 乾電池式(単3アルカリ乾電池), 懐中電灯兼用式, ミニチュアバルブ(2.5 V以上, 0.3 A)肩掛けフック付き用の取付具1個を取り付けるものとする。	
動力取出装置	ポンプ駆動用のフルパワーPTO又は, フライホイールPTOを設けるものとし, D S P D 6 0 2 8 2.5.2の性能を満たすものとする。			

2.4.2 形状・寸法

シャシの形状及び寸法は、3m級は付図1を、4m級は付図2を標準とする。

2.4.3 質量

シャシ質量は、表3による。

表3－シャシ質量

単位 kg

項目	規定	
	3m級	4m級
シャシ質量	3 700以下	4 900以下

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- 各部の塗装及びメッキにむらがあってはならない。

2.5.2 性能

走行性能は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－性能

単位 kg

項目	規定	
	3m級	4m級
架装質量	4 500以上	6 300以上

2.6 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方の仕様によるものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 1種銘板¹⁾を運転室前部の見えやすい位置に取り付けるものとする。
注¹⁾ NDS Z 8011の角形銘板
- 3種銘板¹⁾を取り扱い上注意を要する箇所に取り付けものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 携行工具・附属品

携行工具、附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5～表6による。

表 5－携行工具

名称	数量	規定	
		3m級	4m級
標準附属工具	1式	製造会社標準品とする。ただし、契約担当官等の承認を受けるものとする。	
油圧式携行ジャッキ	1組	J I S D 8 1 0 1の自動車用油圧式(携行)普通形ジャッキ10tB	

表 6－附属品

名称	数量	規定	
		3m級	4m級
消火器	1	粉末消火器ABC・1. 8 kg・加圧式・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし、包装は除くものとする。	
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品、乾電池式(単3アルカリ乾電池)、懐中電灯兼用式、ミニチュアバルブ(2. 5 V以上, 0. 3 A)、肩掛けフック付き。	
予備タイヤ	1組	ホイール付き。	
タイヤチェーン	1組	J I S D 4 2 4 1のタイヤチェーン	
始動用キー	1組	商慣習による。	

5.2 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は3部とする。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、シヤン1両につき次による。

- a) 取扱説明書1部
- b) 部品表1部

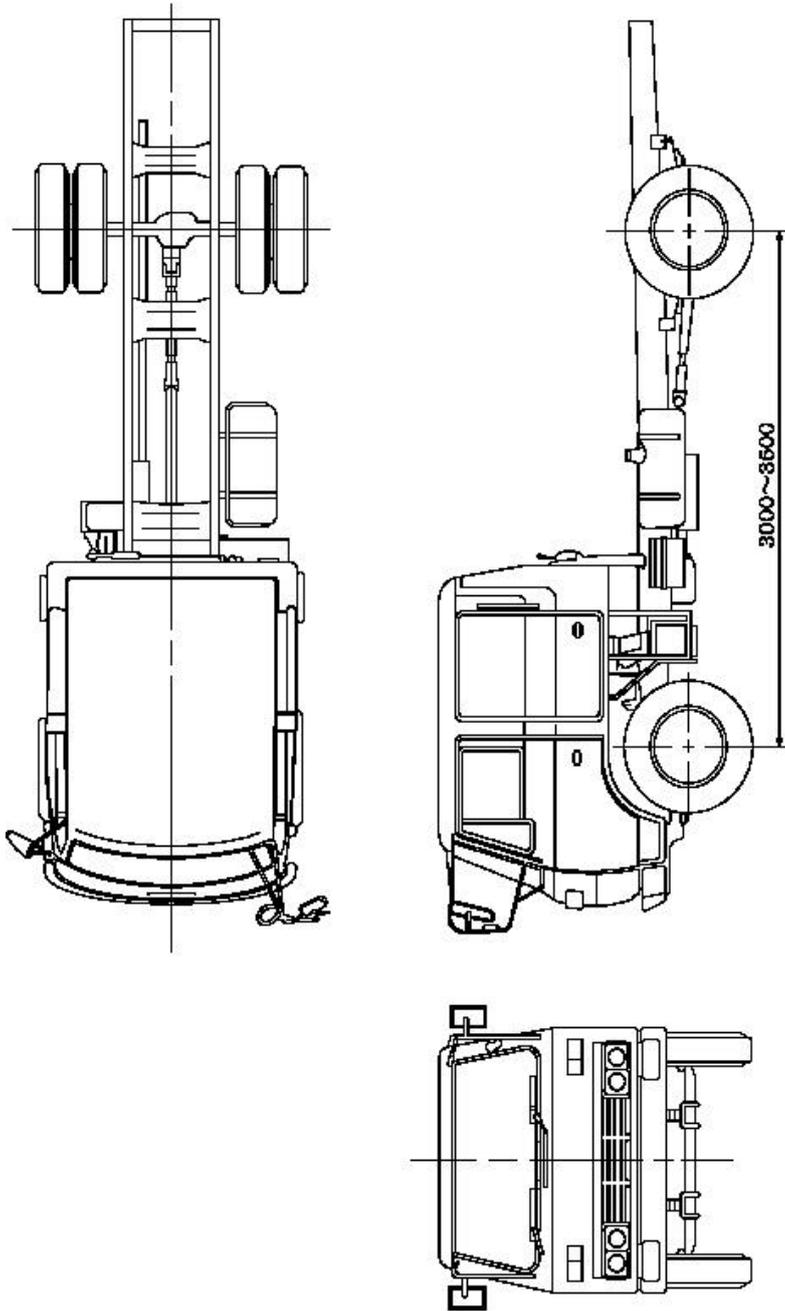
5.3.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 7 による。

表 7－提出書類

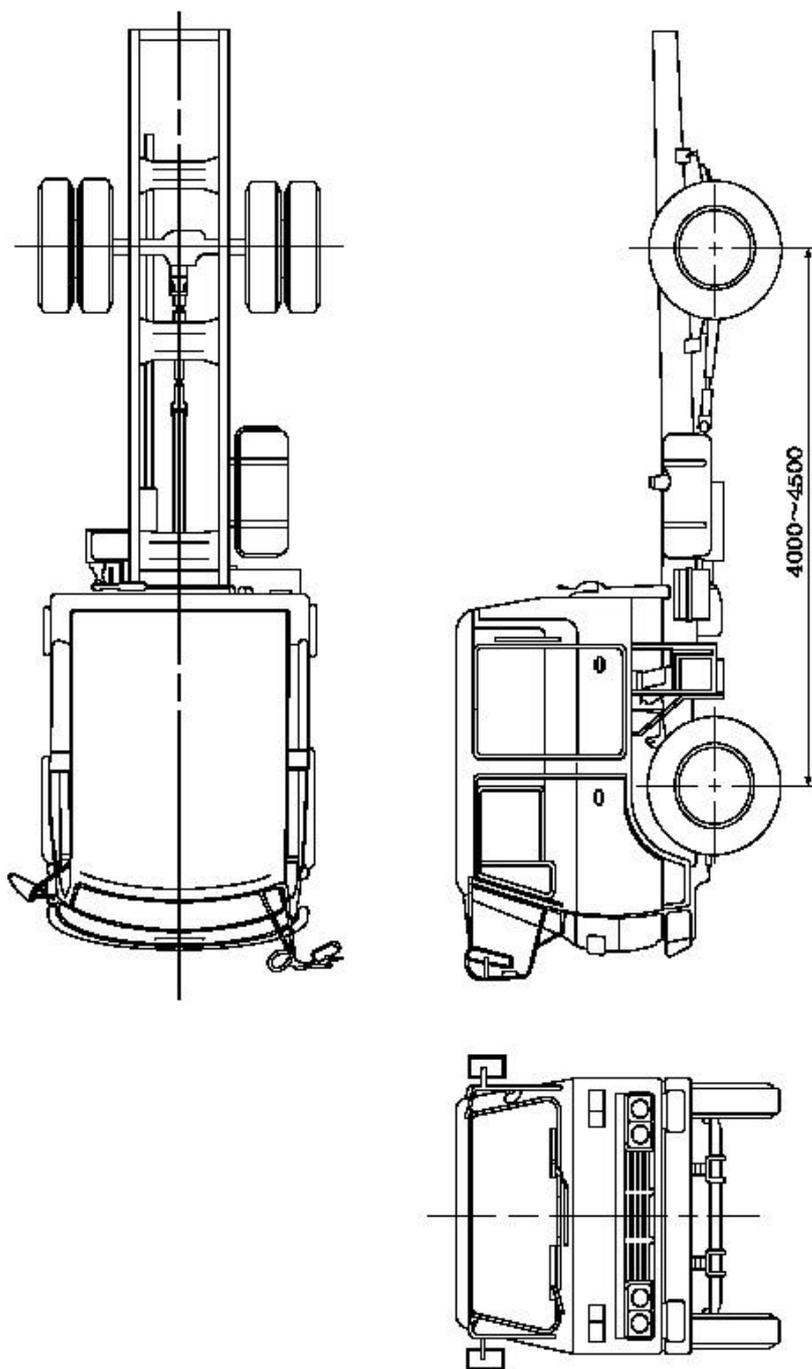
名称	提出時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1	調達要求元	整備基準を含む。
部品表		1		_____
完成写真		1		キャビネ版四面(前後左右)

単位 mm



図番	付図1	名称	水槽付消防自動車用シャシ, 3m級	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



図番	付図 2	名称	水槽付消防自動車用シャシ, 4m級	尺度	—
防 衛 省					